

電気通信事業法の一部を改正する法律案に対する修正案 要綱

1 特定利用者情報の範囲の拡大

- (1) 特定利用者情報に係る利用者の範囲を、「電気通信事業者又は第三号事業を営む者から電気通信役務の提供を受ける者」に拡大すること。(第二条第七号関係)
- (2) 特定利用者情報の定義を改め、個人関連情報が含まれるようにすること。(第二十七条の五第二号関係)

2 特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の範囲の拡大

特定利用者情報を適正に取り扱うべき電気通信事業者の範囲を、総務大臣の指定を受けた電気通信事業者だけでなく、全ての電気通信事業者とすること。(第二十七条の五関係)

3 情報取扱方針の記載事項の明確化

情報取扱方針の記載事項として、「外国に設置された電気通信設備を用いて特定利用者情報を管理し、又は外国にある第三者に特定利用者情報の管理の委託をする場合にあっては、当該電気通信設備のある外国又は当該第三者のある外国の国名の特定に関する事項」を明記すること。(第二十七条の八第一項第三号関係)

4 情報送信指令通信に係る事前同意取得の義務付け

電気通信事業者又は第三号事業を営む者に対し、情報送信指令通信を行おうとする場合における利用者の事前同意の取得を義務付けること(利用者の求めに応じて利用者に関する情報の送信等を停止する措置を講じている等の場合等を除く。)(第二十七条の十二関係)

5 クラウドサービス事業者による業務の停止等の報告の義務付け

第三号事業のうちクラウドサービス事業であって総務省令で定めるものを営む者に対し、業務の停止等の場合における総務大臣への報告を義務付けること。(第二十八条関係)

6 政府による検討の対象の追加

政府による検討の対象として、「諸外国における個人情報の保護に係る規制の状況等を踏まえ、個人情報保護法に規定する個人情報に個人関連情報が含まれるようにする等個人情報の範囲を拡大する観点から個人情報の定義について見直しを行うこと」を追加すること。(改正法附則第六条関係)